

様式第 4 号（第 9 条関係）

不利益処分の処分基準

所管部課名：建設部下水道管理課

No.	根拠法令	根拠条項	不利益処分の内容
条-117	石巻市下水道条例	13-4	責任技術者の登録の取消し又は一時停止
処分基準の内容			
石巻市下水道条例（平成 1 7 年石巻市条例第 2 6 5 号）第 1 3 条第 4 項 （責任技術者の登録の資格）			
第 1 3 条 （略）			
2 （略）			
3 （略）			
4 市長は、責任技術者の登録を受けている者が、この条例に違反したときは、この責任技術者の登録を取り消し、又は12月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。			
石巻市排水設備等工事指定店及び排水設備等工事責任技術者の違反行為に対する処分の基準並びにその手続に関する要綱（平成 1 7 年石巻市告示第 2 1 1 号）			
（違反点数の付与）			
第 2 条 工事指定店又は責任技術者が法令等違反に該当したときは、その者に対し違反した行為の種別に応じ、別表に定める違反点数を付与するものとする。			
2 違反行為の内容が軽微又はやむを得ない事情によるものと認められるときは、前項の規定にかかわらず、文書又は口頭による注意処分とすることができる。			
3 第 1 項の規定により付与した違反点数は、工事指定店又は責任技術者として指定又は登録を受けた日からその期間の満了する日まで累積するものとする。			
（処分の基準）			
第 3 条 法令等違反に該当し、その指定又は登録を一定期間停止し、又は取り消す基準は、次のとおりとする。			
（1）付与された違反点数の合計に基づき、次の表により指定又は登録を停止し、又は取消する。この場合において、点数及び処分は、工事指定店と責任技術者を対象とし、点数は、工事指定店と責任技術者の合計点とする。			
ア 指定又は登録の停止			
100 点に達したとき		通知した日から 1 箇月間	

150 点に達したとき	通知した日から 3 箇月間
200 点に達したとき	通知した日から 6 箇月間
250 点に達したとき	通知した日から 1 箇年間

イ 指定又は登録の取消し

300 点に達したとき	通知した日から取消し
-------------	------------

(2) 前号に規定する指定又は登録の停止を受けている期間中に工事を施行したときは、6 箇月以内の期間指定又は登録を停止する。

別表（第 2 条関係）

違反行為に対する違反点数付与基準

種別	違反行為の内容	違反点数	
		責任技術者	工事指定店
1	責任技術者の名義を借用し、又は貸与したとき。	点 20	点 20
2	工事指定店の名義を貸与したとき。		50
3	不正な手段により責任技術者の指定を受けたとき。	30	30
4	石巻市下水道条例（平成17年石巻市条例第265号）第 6 条の申請及び確認を受けずに排水設備等の新設、改築、増設又は撤去したとき。	50	50
5	新設等の申請書を提出し、理由もなく確認の日から 3 箇月以上施工しないとき。	10	10
6	工事の設計及び監督を責任技術者以外の者が行ったとき。	10	10
7	現場責任者が不在のとき。	10	10
8	排水設備用指定材料又は用具以外のものを使用したとき。	10	10
9	道路工事において、道路管理者及び警察署長の許可なくして施工したとき。	50	50
10	道路工事において、道路管理者及び警察署長の許可条件に違反したとき。（1 件当たり 10 点・違反件数×点数）	10	10
11	工事完了後、5 日以内にしゅん工届を提出しないとき。	5	5
12	汚水を雨水ますに、雨水を汚水ますに固着したとき。	20	20

13	再検査が多いとき。（３回ごと）	20	20
14	不当に多額の工事費を要求し、又は受け取ったとき。	50	50
15	しゅん工検査時又は再検査時の指摘事項を15日以上放置したとき。	5	5
16	指定を受けてから１年以内に営業を開始しないとき、又は引き続き１年以上営業を中止したとき。		10
17	工事の申込みに対し、相当の理由がなく拒んだとき。	20	20
18	その他遵守事項に違反したとき。	10	10

設定年月日	平成１７年４月１日	最終更新日	平成２４年４月１日
-------	-----------	-------	-----------

様式第4号（第9条関係）

不利益処分の処分基準

所管部課名：建設部下水道管理課

No.	根拠法令	根拠条項	不利益処分の内容
条-118	石巻市下水道条例	19-1	工事指定店の指定の取消し又は一時停止
処分基準の内容 石巻市下水道条例（平成17年石巻市条例第265号）第19条第1項 （指定の取消し又は一時停止） 第19条 市長は、工事指定店が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の指定を取り消し、又は12月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。 （1） 第9条第1項各号に適合しなくなったとき。 （2） 第10条第1項の規定に違反したとき。 （3） 第17条の規定に違反したとき。 （4） 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （5） その施工する排水設備工事が、下水道設備の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 （6） 不正の手段により第7条第1項の指定を受けたとき。 （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。 2 （略） （指定の基準） 第9条 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。 （1） 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属しているものであること。 （2） 工事に必要な機械器具を有する者であること。 （3） 宮城県内に営業所がある者であること。 （4） 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者 イ 第19条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 エ 法人であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があ			

るもの

(排水設備等工事責任技術者)

第10条 工事指定店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する排水設備等工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 第20条第1項に規定する検査の立会い

3 (略)

(工事指定店の責務及び遵守事項)

第17条 工事指定店は、下水道に関する法令、条例、規則等が定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

石巻市排水設備等工事指定店及び排水設備等工事責任技術者の違反行為に対する処分の基準並びにその手続に関する要綱（平成17年石巻市告示第211号）

(違反点数の付与)

第2条 工事指定店又は責任技術者が法令等違反に該当したときは、その者に対し違反した行為の種別に応じ、別表に定める違反点数を付与するものとする。

2 違反行為の内容が軽微又はやむを得ない事情によるものと認められるときは、前項の規定にかかわらず、文書又は口頭による注意処分とすることができる。

3 第1項の規定により付与した違反点数は、工事指定店又は責任技術者として指定又は登録を受けた日からその期間の満了する日まで累積するものとする。

(処分の基準)

第3条 法令等違反に該当し、その指定又は登録を一定期間停止し、又は取り消す基準は、次のとおりとする。

- (1) 付与された違反点数の合計に基づき、次の表により指定又は登録を停止し、又は取消しする。この場合において、点数及び処分は、工事指定店と責任技術者を対象とし、点数は、工事指定店と責任技術者の合計点とする。

ア 指定又は登録の停止

100 点に達したとき	通知した日から 1 箇月間
150 点に達したとき	通知した日から 3 箇月間

200 点に達したとき	通知した日から 6 箇月間
250 点に達したとき	通知した日から 1 箇年間

イ 指定又は登録の取消し

300 点に達したとき	通知した日から取消し
-------------	------------

(2) 前号に規定する指定又は登録の停止を受けている期間中に工事を施行したときは、6 箇月以内の期間指定又は登録を停止する。

別表（第 2 条関係）

違反行為に対する違反点数付与基準

種別	違反行為の内容	違反点数	
		責任技術者	工事指定店
1	責任技術者の名義を借用し、又は貸与したとき。	点 20	点 20
2	工事指定店の名義を貸与したとき。		50
3	不正な手段により責任技術者の指定を受けたとき。	30	30
4	石巻市下水道条例（平成17年石巻市条例第265号）第 6 条の申請及び確認を受けないで排水設備等の新設、改築、増設又は撤去したとき。	50	50
5	新設等の申請書を提出し、理由もなく確認の日から 3 箇月以上施工しないとき。	10	10
6	工事の設計及び監督を責任技術者以外の者が行ったとき。	10	10
7	現場責任者が不在のとき。	10	10
8	排水設備用指定材料又は用具以外のものを使用したとき。	10	10
9	道路工事において、道路管理者及び警察署長の許可なくして施工したとき。	50	50
10	道路工事において、道路管理者及び警察署長の許可条件に違反したとき。（1 件当たり 10 点・違反件数×点数）	10	10
11	工事完了後、5 日以内にしゅん工届を提出しないとき。	5	5
12	汚水を雨水ますに、雨水を汚水ますに固着したとき。	20	20
13	再検査が多いとき。（3 回ごと）	20	20
14	不当に多額の工事費を要求し、又は受け取ったとき。	50	50

15	しゅん工検査時又は再検査時の指摘事項を15日以上 放置したとき。	5	5
16	指定を受けてから1年以内に営業を開始しないとき、 又は引き続き1年以上営業を中止したとき。		10
17	工事の申込みに対し、相当の理由がなく拒んだとき。	20	20
18	その他遵守事項に違反したとき。	10	10

設定年月日	平成17年4月1日	最終更新日	平成24年4月1日
-------	-----------	-------	-----------